

図書資料の規制と図書館の自由 - プライバシー権侵害を中心に -

小仁所 宏晃

図書館は、文化の発展・普及等に寄与している施設である。

また、図書館では、「図書館の自由に関する宣言」が採択されており、図書館員にとって、同宣言の重要性は極めて高い。その中には、図書館が資料収集や提供の自由を有すること等、表現の自由及び知る権利を重視する定めが設けられている。また、同宣言を受けて設けられた「図書館員の倫理綱領」でも、図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる旨が記されている。

しかし、これまでににおける日本の図書館の歴史を振り返ってみると、図書が廃棄されたり、閲覧・提供制限がなされたりするなどの、「図書館の自由」が脅かされる事件が多数発生してきた。それらの事例は、プライバシー権の侵害、差別問題、公序良俗、刑事事件、個人的理由・思想等、多様な原因に分類することができる。

これらの各原因のうち、本研究では、重要な人権であり、実務上も問題となる場合の多いプライバシーの権利の侵害が問題となった事例に焦点を当て、いかなる場面で、いかなる要件に基づけば図書資料の規制が認められるかを考察することを目的とした。

本研究では、文献調査により検討を進めた。プライバシー権と図書資料の規制に関する事例として、三億円事件、小説『石に泳ぐ魚』、雑誌『KEN』、神戸連続児童殺傷事件、堺通り魔殺人事件、また、図書資料の保護に関する法令・権利・規範として、日本国憲法、図書館の自由に関する宣言、図書館員の倫理綱領等をそれぞれ取り上げた。

神戸連続児童殺傷事件の際に日本図書館協会が発表した参考意見では、公刊物の表現にプライバシー等侵害の可能性がある場合に図書館が提供制限を行うための3つの要件が示された。しかし、調査の結果、かかる要件の全てを満たしていた事例は殆どなく、各図書館の対応も様々に分かれていることが明らかとなった。また、各館の裁量に任せている現状において、現場対応に困難を来してしまう傾向や、世論に影響されて自主規制を行ったと思われる事例も見られた。

そこで、プライバシー侵害図書には一定の提供制限を認める場合があるとしても、表現の自由を保障すべきという観点から、図書資料を公開すべきという立場を原則とし、全国の図書館で統一かつ具体的な基準を設けるべきであると考えた。提供制限を認める場合の主たる要件として、プライバシー侵害に基づく差止めや損害賠償の請求を認める司法判断(判決・仮処分を含む)が存在することを提案した。また、少年法違反の資料については、実名又は顔写真が掲載されることを要件とすべきと考えた。提供制限をかける場合の方法は、プライバシーに十分配慮し、貸出・コピーの禁止、当該図書の別置措置および制限付きで閲覧のみとすべき旨を提案した。

(指導教員 石井夏生利)